

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
20	1	実施場所	主任介護支援専門員の取得見込みでも受託できるか。	高齢者いきいき相談室の委託契約日時点で取得していることが必要である。	H27.8.5
20	2	実施場所	主任介護支援専門員が居宅介護支援事業所に一人もいなくなった場合、高齢者いきいき相談室の委託契約は解除となるのか。	解除となる。 なお、主任介護支援専門員の異動があった場合、高齢者いきいき相談室はその内容を記載した「受託に関する申出書」をいきいき支援センターへ提出すること。	H27.8.5
20	3	実施場所	同一小学校区で複数の居宅介護支援事業所が高齢者いきいき相談室として設置されることはあるか。	ありうる。	H27.8.25
20	4	実施場所	一人ケアマネの事業所が、高齢者いきいき相談室を実施する場合、指定居宅介護支援事業所としての人員に関する基準に問題はないか。	問題ないと考えている。 ただし、指定居宅介護支援事業所の管理者はその管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限るとされているため、訪問や地域行事等の実施協力などは状況に応じて実施すること。 (参考:「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」より抜粋) 第2(2)管理者 「(管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)は、必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤のものでなくとも差し支えないとされている。」 第2(3)用語の定義①常勤 「同一事業者によって、当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすこととする。」	H27.8.25

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
20	5	実施場所	常勤の主任介護支援専門員が所属していることが高齢者いきいき相談室を受託の要件になるのか。	常勤・非常勤を問わず、主任介護支援専門員が当該居宅介護支援事業所に所属していることが受託の要件となる。	H29.2.16
20	6	実施場所	2月に居宅介護支援事業所の指定申請を行い、4月1日付けで指定を受ける見込みである場合、その4月1日から高齢者いきいき相談室を受託することができるか。	<p>指定申請が受理されれば、その他の受託要件を満たした上で、居宅介護支援事業所の指定日より受託することができる。</p> <p>委託契約に関するスケジュール（以下「スケジュール」という。）はその都度お示ししているところであるが、4月1日及び10月1日に居宅介護支援事業所の指定を受ける事業所がその指定日から高齢者いきいき相談室を受託する場合はスケジュールによらず次のとおりとなる。</p> <p>①スケジュールにおける委託契約に関する書類の提出日（以下「提出日」という。）までに当該書類の写し（押印不要）を提出する。（相談室受託の意思表示をいきいき支援センターに行う。）</p> <p>②指定決定日から指定日までの間に当該書類をいきいき支援センターに提出する。</p> <p>なお、提出日が指定決定日より後になる場合は、①②の手順によらず、スケジュールに従うこととなる。</p>	H29.2.16
20	7	実施場所	退職等により、主任介護支援専門員が居宅介護支援事業所に一人もいなくなった場合、高齢者いきいき相談室の委託契約は解除となるが、その後改めて主任介護支援専門員が所属することとなった場合、主任介護支援専門員が所属することとなった時点を契約開始時期として、改めて委託契約を締結することができるか。	契約期間の開始時期は毎年4月1日及び10月1日としているところであり、最短で、次の契約期間の開始時期は、改めて主任介護支援専門員が所属した後、最初に到来する4月1日または10月1日となる。（関連「20-2」）	H29.8.21

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
30	1	開設時間	事務職員が対応できる場合は「不在」に含まないとあることから、事務職員が相談を受けてもよいということか。	事務職員しかいない場合に、事務職員は相談そのものを受けるのではなく、相談のための日程調整等を行うことを想定している。軽微な問合せ等以外の場合に事務職員がその場で相談を受けるということを意味しているものではない。	H27.8.5
30	2	開設時間	事務職員しかいない場合に、事務職員は相談そのものを受けるのではなく、相談のための日程調整等を行うことを想定しているとのことであるが、その日程調整等を行う事務職員は、法人内の他部署の職員でもよいか。他部署の職員しかいない時間帯がある場合は、「不在」の場合があるということになるのか。	その日程調整が、高齢者いきいき相談室として責任を持って行えるものであれば差し支えない。 上記のとおり行えるということであれば、不在には含まない。	H27.8.25
42	1	訪問	いきいき支援センターが高齢者いきいき相談室に訪問を依頼するケースのイメージは。	高齢者いきいき相談室が訪問した方がよいと判断される場合等であり、例えば、要介護認定相当でサービス利用の必要性が見込まれ、利用支援の段階から高齢者いきいき相談室の介護支援専門員等が関わる方がよいと判断されるケースや、初回相談を高齢者いきいき相談室が受け、相談者との信頼関係等から初回相談を受けた相談室の対応者が、引き続き訪問による相談支援を行うことが適切であるといきいき支援センターが判断したケースなどが想定される。	H27.8.5

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
42	2	訪問	いきいき支援センターからの訪問依頼を他センター圏域の相談室にすることができるか。	<p>可能であるが、訪問依頼する相談室を選定するにあたっては、「身近で気軽に立ち寄れる相談窓口」の趣旨を踏まえ、他センター圏域の相談室へ依頼する必要性を十分考慮の上行うこと。</p> <p>また、この場合、相談室は、訪問記録票は依頼元のいきいき支援センター(対象者の圏域のいきいき支援センター)へ送付し、実績払いの請求は契約先のセンターへ行うこと。</p> <p>また、依頼元のいきいき支援センターは契約先のいきいき支援センターへ連絡(圏域外相談連絡票を送付)すること。(高齢者いきいき相談室マニュアル第7-3の取り扱いによること)</p>	H29.2.16
42	3	訪問	住宅改修についての相談がしたいとの申し出のある対象者宅への訪問依頼を高齢者いきいき相談室にしてよい。なお、当該事業所(相談室)と対象者は居宅介護支援の契約はしていない。ただし、対象者が以前代行申請で利用した事業所(相談室)であり、利用者がその事業所(相談室)の訪問(相談)を希望している。	訪問依頼して差し支えない。	H29.2.16

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
42	4	訪問	認知症初期集中チームが支援するケースについて、高齢者いきいき相談室に訪問依頼してよいか。また、認知症初期集中支援チームと同行訪問することを高齢者いきいき相談室に依頼してよいか。	認知症初期集中支援チームの支援ケースについては、認知症初期集中支援チームが訪問等により支援することが事業の趣旨であること、また、高齢者いきいき相談室の訪問は、いきいき支援センターの業務として必要があると判断されたケースについて依頼するものであることから、認知症初期集中支援チームの代わりに訪問することを高齢者いきいき相談室に依頼することは認められない。 ただし、認知症初期集中支援チームからの連絡等により、認知症初期集中支援チームの代わりに訪問するということではなく、いきいき支援センターの業務として訪問することが必要であると考えられる場合は、認知症初期集中支援チームとの同行訪問を含め、高齢者いきいき相談室へ訪問依頼することは差し支えない。	H29.8.21
44	1	定例会議	定例会議はセンターごとの圏域ではなく、例えば北部と南部のセンターあわせた圏域で合同で実施してよいか。	差し支えない。	H27.8.5
44	2	定例会議	定例会議の記録は残す必要があるか。	残しておくこと。	H27.8.5
44	3	定例会議	定例会議には、主任介護支援専門員が出席しないといけないか。	出席者は相談対応をする者(主任介護支援専門員、介護支援専門員、保健師及び社会福祉士など)が望ましいと考えている。 なお、定例会議の内容を会議出席者から各相談室の職員へ周知し、会議内容を共有することが必要であると考えている。	H27.10.1
44	4	定例会議	日程調整はいきいき相談室が行うのか	いきいき相談室が主体となって実施することになるが、いきいき支援センターも協力されたい。	H27.10.1

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
44	5	定例会議	定例会議の議事録の作成及び保管はいきいき相談室が行うのか。	議事録の作成は、いきいき相談室が主体となって実施することになるが、いきいき支援センターも協力されたい。また、保管についてはいきいき支援センターで行うこと。	H27.10.1
45	1	地域行事等協力	認知症専門部会の企画によるイベントは地域行事等への実施協力の対象行事となるか(実績払いの対象となるか)。	そのイベントへの実施協力趣旨が、高齢者いきいき相談室としての実施協力(高齢者いきいき相談室及びいきいき支援センター広報啓発の目的)であれば対象になる。	H27.8.5
45	2	地域行事等協力	高齢者いきいき相談室が位置する小学校区以外の地域行事について、いきいき支援センターから当該相談室への協力依頼はできないのか	原則として高齢者いきいき相談室が位置する小学校区の地域行事について、当該相談室へ協力依頼することをしているところであるが、当該小学校区に高齢者いきいき相談室が無い場合などは協力依頼することはありうる考える。 ただし、地域行事への協力は、当該小学校区に身近な相談室があることの広報でもあり、この点を踏まえて協力依頼すること。 各小学校区に1箇所以上の相談室がある状況であれば、他小学校区の相談室へ協力依頼することは想定しづらいが、当該小学校区に相談室が無い場合であれば、上記のとおり近隣小学校区の相談室への協力依頼はありうると考える。	H27.8.5
45	3	地域行事等協力	認知症カフェにいきいき支援センターが参加し相談受付や高齢者いきいき相談室事業の広報啓発を行う場合で、そこに高齢者いきいき相談室に協力してもらう場合、「地域行事等への実施協力」として依頼できるか。 また、そこで高齢者いきいき相談室が受けた相談は相談としての実績となるか。	前段については、依頼できる。 後段については、相談・訪問記録票を作成すれば相談としての実績対象となる。 なお、「地域行事等への実施協力」としてではなく、相談室が単独で認知症カフェ等に参加して、その場で相談を受けた場合も同様に相談・訪問記録票を作成すれば相談としての実績対象となる。(相談の区分は「来所」となる)	H28.8.18 R1.8.27追記

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
45	4	地域行事等協力	家族サロンに高齢者いきいき相談室に協力してもらう場合、「地域行事等への実施協力」として依頼できるか。	依頼できる。ただし、家族サロンにおいて、高齢者に関する相談や高齢者いきいき相談室の広報啓発を行うこと。	H29.2.16
45	5	地域行事等協力	「地域行事等への実施協力」として、いきいき支援センターが参加しない地域行事等に実施協力することができるか。	請書に記載のとおり、「いきいき支援センターが参加する地域行事等への協力」としているとおり、いきいき支援センターが参加しない場合、高齢者いきいき相談室の事業における「地域行事等への実施協力」とはできない。 平成30年4月1日以後は、いきいき支援センターが参加しない地域行事等であっても、いきいき支援センターから依頼があったものについては「地域行事等への協力」とする。	H29.8.21 H30.2.13改訂
45	6	地域行事等協力	地域課題等も含む事例検討会に高齢者いきいき相談室がファシリテーターとして協力した場合、地域行事等の実施協力に該当するものとして実績払いの対象とできるか。	地域行事等の実施協力は、高齢者に関する相談や高齢者いきいき相談室及びいきいき支援センターの広報啓発を行うために行うものであり、ご質問のように事例検討会にファシリテーターとして協力する場合は、地域行事等の実施協力には該当しない。 (関連45-1、45-3、45-4、70-19)	H30.2.13
45	7	地域行事等協力	イベントを1日開催する。そのイベント内で、午前は出張相談窓口として協力してもらい、午後は認知症カフェを紹介する催しに協力してもらう。 この場合、2回の地域行事等の実施協力を行ったものとして、2回分の実績払いの対象とすることができますか。	同じイベント内である場合は、そのイベント内で複数の役割を担った場合でも1回分の実施協力とする。	H30.2.13

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
45	8	地域行事等協力	<p>区役所といきいき支援センターで企画した地域行事に高齢者いきいき相談室に協力してもらう場合は、地域行事等の実施協力に該当すると考えるが、その地域行事当日にいきいき支援センターがやむを得ず参加できなかった場合は地域行事等への実施協力に該当するか。</p> <p>また、区役所といきいき支援センターの企画であるが、企画時からその地域行事にいきいき支援センター職員が参加しないこととしているものについて、高齢者いきいき相談室に協力してもらう場合は地域行事等の実施協力に該当するか。</p>	<p>前段については地域行事等の実施協力に該当する。ただし、「地域行事等の実施協力」は、いきいき支援センターが参加する地域行事等が対象となるため、あくまでもご質問にあるようにやむを得ず参加できなかった場合に限る。</p> <p>後段については、当初からいきいき支援センターが参加することが予定されていないものであるため、地域行事等の実施協力に該当しない。 (関連45-5)</p> <p>平成30年4月1日以後は、いきいき支援センターが参加しない地域行事等であっても、いきいき支援センターから依頼があったものについては「地域行事等への協力」とする。</p>	H30.2.13
45	9	地域行事等協力	センターの圏域外にある高齢者いきいき相談室に対し、圏域内で実施される「地域行事への協力依頼」を行うことは可能か。また、その場合の協力依頼及び実績の提出はどのような扱いとなるか。	<p>原則として、圏域内で実施される地域行事への協力については、身近に相談室があることを広報する目的から圏域内の高齢者いきいき相談室に対して依頼するものである。</p> <p>しかしながら、地域行事の参加者が圏域内だけではなく圏域外からの参加も多く見込まれており、圏域外の高齢者いきいき相談室に協力いただくことで広報の効果が高まるなど、地域行事等への協力を依頼する合理的な理由がある場合には、圏域外の高齢者いきいき相談室への地域行事への協力依頼が可能である。</p> <p>また、協力依頼については、地域行事が開催される圏域のセンターよりを行い、実績については、高齢者いきいき相談室が所属する圏域のセンターに対して報告を行う。</p>	R1.8.27

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
50	1	研修	高齢者いきいき相談室が研修を過去1年間に受講していない場合、委託契約は必ず解除されるのか。	<p>過去1年間に研修を受講していない場合、契約を解除することができるとしているところであるが、原則として、年度末で解除することとする。</p> <p>例1 平成27年8月に研修を受講しその後受講がない場合 平成28年度末をもって契約解除する。</p> <p>例2 平成28年2月に研修を受講しその後受講がない場合 平成28年度末をもって契約解除する。</p>	H27.8.5 H27.8. 25訂正
50	2	研修	研修を受講するのは主任介護支援専門員でないといけないのか。	<p>研修受講者は相談対応をする者（主任介護支援専門員、介護支援専門員、保健師及び社会福祉士など）が望ましいと考えている。</p> <p>なお、研修は高齢者いきいき相談室に所属するもの全てが受講できるとは限らないことから、研修内容を研修を受講した者から各相談室の職員へ周知し、研修内容を共有することが必要であると考えている。</p>	H27.8.5
50	3	研修	平成27年10月からの高齢者いきいき相談室の委託は8月頃に実施される市の研修を受講しないと受けられないか。	お見込みのとおり。	H27.8.5
50	4	研修	研修を受講した職員が退職した場合、高齢者いきいき相談室の委託は継続することができるか。	<p>継続することができる。</p> <p>過去1年間に、研修時に当該相談室に所属の職員が受講していればよい。</p> <p>なお、研修は高齢者いきいき相談室に所属するもの全てが受講できるとは限らないことから、研修内容を研修を受講した者から各相談室の職員へ周知し、研修内容を共有することが必要であると考えている。</p>	H27.8.5

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
60	1	定例会議	定例会議にまったく参加しない高齢者いきいき相談室の委託契約は解除されるのか。	事例によるが、解除することはありうる。ただし、そのような状況にならないよう定例会議の日程調整等を行うこと。	H27.8.5
70	1	委託料	「要支援認定及び要介護認定の代行申請のみの場合は、実績払いとはしません。」とのことであるが、代行申請の相談時において、その他の相談がある場合は実績払いの対象となるが、その場合であっても、今後当該事業所と契約締結に至ると判断される場合は実績払いの対象とはしないということか。	お見込みのとおり。	H27.8.5
70	2	委託料	<p>介護予防の相談の場合、「わたしのカルテ又は利用者基本情報及び基本チェックリスト」作成成分と「相談・訪問記録票」作成成分の2件の実績払いとなるが、高齢者虐待の相談の場合、「相談・訪問記録票」のみの実績払いとなる。 介護予防の相談だけなぜ2件の実績払いとなるのか。</p>	<p>実績払いの対象となる書類を作成したことについて実績払いとするものである。 介護予防の場合、二次予防事業対象者の把握のために必要な「わたしのカルテ又は利用者基本情報及びチェックリスト」の作成と相談に関する「相談・訪問記録票」の作成に対して実績払いとするもの。 高齢者虐待の相談の場合、相談に関する「相談・訪問記録票」を作成に対して実績払いとするもの。 なお、高齢者虐待の通報は高齢者いきいき相談室でなくとも行うべきことである。</p>	H27.8.5 R2.8.5削除
70	3	委託料	高齢者いきいき相談室で受け付ける相談は、65歳以上に限定されるのか。	実績払いの対象は65歳以上の方に関する相談を原則とするが、若年性認知症患者など第2号被保険者(40歳～64歳)については実績払いの対象とする。 ただし、65歳未満の方に関する相談について、高齢者いきいき相談室の委託契約での実績払いとしないということであり、これまで各事業所において適切に対応していると思われるが、引き続き適切に対応されたい。	H27.8.5 R2.8.5改訂

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	4	委託料	高齢者いきいき相談室運営マニュアルに記載の「当該相談により契約に至るものを含む」とあるが、当該相談では契約締結には至らないが、契約に向けての相談である場合は、「契約に至るもの」に含むのか。	質問の場合は「契約に至るもの」に含む。 「当該相談により契約に至るもの」は、当該相談で契約締結に至るものや、当該相談では契約締結には至らないが今後契約締結に至ると判断されるものである。	H27.8.5
70	5	委託料	実績払いの対象となるのは、市内に居住する高齢者に関する相談に限られるのか。 また、住所地は市内だが、実際に居住しているのは市外であった場合は対象となるのか。	いきいき支援センターが所管する高齢者(名古屋市の第1号被保険者(住所地特例適用被保険者を除く)及び他市町村の第1号被保険者で入所等施設が名古屋市内の住所地特例適用被保険者)に関する相談を実績払いの対象とする。 また、住所地が市内であっても、実際の生活の拠点が市外にある場合は対象とならない。	H27.8.5 R1.8.27改訂
70	6	委託料	高齢者いきいき相談室運営マニュアルに記載の「当該相談により契約に至るものを含む」とあるが、介護サービス利用の相談で当該相談時点では要介護・要支援認定申請中で、予防支援か居宅介護支援かわからない状況のときの相談は、「契約に至るもの」に含むのか。	「高齢者いきいき相談室」への相談ではなく「居宅介護支援事業所」への相談であると考えられ、要介護認定となつた場合には、今後契約に至ると判断されるため、「契約に至るもの」に含む。	H27.8.25
70	7	委託料	施設入所の相談も実績払いの対象になるか。	対象となる。 ただし、居宅介護支援事業所と同一敷地内の施設への入所の相談など、当該施設への相談と判断され、高齢者いきいき相談室への相談ではないと判断されるものは対象とはしない。	H27.8.25
70	8	委託料	当初は契約に至らないと判断し実績払いとしていたが、その後状況が変わり、1~2か月後に契約に至った場合実績払いはどうなるか。	契約に至らないと判断していた時点の分については実績払いとする。ただし、同月内に契約に至った場合は実績払いの対象としない。	H27.8.25 R2.8.5追記

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	9	委託料	訪問不在時に、「近隣住民等から情報収集する」とあるが、市からの委託で行っていることを説明して、聞き取りを行うことになるのか。	<p>高齢者いきいき相談室であること(市の事業であり、いきいき支援センターへつなぐ役割として委託を受けていることなど)を説明して聞き取り等を行うことにより、対象者本人が高齢者いきいき相談室利用者等ということが近隣住民等に分かってしまうという側面もあることから、訪問不在時の対象者への対応を含め訪問にあたっては、いきいき支援センターと連携を密にして行うこと。</p> <p>なお、近隣住民等からの情報収集は、住居の外からの状況確認等で安否確認ができない場合など必要に応じて実施するものである。</p>	H27.8.25
70	10	委託料	居宅介護支援事業所の利用者宅を訪問した際に、近所の知人の相談にのってあげてほしいと利用者から依頼があり、近所の知人宅を訪問した場合は、「相談」「訪問」ともに委託料を請求できるのか	<p>利用者宅で、別の対象者に関する相談があった場合は、実績払いの対象とする。(相談手段は「来所」として整理し、相談記録票の相談手段欄の余白に利用者宅で相談があった旨記載する。)</p> <p>また、訪問については訪問前にいきいき支援センターに確認し、いきいき支援センターからの依頼が前提となる。</p>	H27.8.25
70	11	委託料	相談、訪問を実施する者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが不在の場合、併設施設の相談員等でもよいのか。	高齢者いきいき相談室としての業務とはならず、実績払いの対象ともならない。	H27.8.25
70	12	委託料	相談・訪問記録票にあるいきいき相談室責任者確認印の責任者とは、管理者か主任介護支援専門員資格のあるものか	居宅介護支援事業所の管理者(責任者)。	H27.8.25
70	13	委託料	事務職員が軽微な相談を受けた場合、相談・訪問記録票を作成した場合、実績払いの対象となるか。	対象となる。 ただし、「30-1」の内容にも留意すること。	H27.8.25

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	14	委託料	初回の相談では名前しか分からず、翌日2回目の相談で名前住所等が分かった場合には、初回は匿名の扱いとなり実績払いは行われず、2回目の相談から実績払いの対象となるのか。	お見込みのとおり。	H27.8.25
70	15	委託料	訪問したが不在の場合で、その対象者について同日に電話による相談があった場合、それぞれ実績払いの対象となるか。	それぞれ実績払いの対象となる。	H27.8.25
70	16	委託料	介護予防に関する相談の場合で、相談・訪問記録票とわたしのカルテ及び基本チェックリストを作成した場合それぞれ実績払いの対象となるか。	それぞれ実績払いの対象となる。	H27.8.25
70	17	委託料	実績払いにならない同一人物(対象者)で同一月の4件目以降の相談についても、相談・訪問記録票を作成し、いきいき支援センター提出するのか。	作成し、提出すること。	H27.10.1
70	18	委託料	相談対象者が夫婦で、二人分の相談対応・訪問を行った場合、それぞれの対象者に対して実績払いをするのか。	お見込みのとおり。 ただし、それぞれの対象者についての相談・訪問記録票の作成が必要。	H27.10.30
70	19	委託料	学区で行われる行事・会議・研修、例えば、学区で行われる「民生とケアマネの交流会」への参加依頼は、「地域行事等への実施協力」の対象となるのか。 また、その場で相談室のPRをするのであれば対象となるのか	対象となる。 ただし、相談室機能や相談室であることの広報・啓発等を行うことが必要である。	H27.10.30

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	20	委託料	訪問不在時でも、3回まで委託料支払いできるのか。また、訪問は同日中3回でも3回分支払可で良いか。	<p>前段は支払可。</p> <p>後段は、原則、1日に何回訪問しても1回分の支払いとする。ただし、不在の状況をいきいき支援センターへ報告し、いきいき支援センターが緊急性があると判断し、いきいき支援センターと同行訪問を行った場合などは支払い対象となる。</p> <p>なお、前段、後段いずれの場合も改めていきいき支援センターからの訪問依頼が必要である。</p>	H27.10.30
70	21	委託料	訪問不在時の再訪問はその都度センターが判断（訪問依頼）するのか。	訪問依頼する。	H27.10.30
70	22	委託料	相談室が一般的な情報提供としていきいきを紹介しただけでも、相談・訪問記録票を作成すれば実績となるのか。	いきいき支援センターの紹介、介護保険の申請窓口の案内等の一般的な情報提供も、相談・訪問記録票を作成すれば、実績（支払い対象）となる。	H27.10.30
70	23	委託料	相談・訪問記録票の個人情報は、電話番号を聞き取り、住所は町名までしか聞き取らなかった場合、支払い対象となるのか。	支払い対象とはならない。 住所を含め、相談・訪問記録票の必須記入項目欄については、正確な記入が必要である。	H27.10.30
70	24	委託料	匿名の相談内容の相談・訪問記録票についても、センターに提出を依頼する必要があるか	提出の必要はない。	H27.10.30

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	25	委託料	<p>要介護認定を受けている方からいきいき支援センターに介護サービス利用の相談があった。要介護のため、相談者に居宅介護支援事業所を選んでもらい、その事業所へいきいき支援センターが対象者への相談内容及び訪問して相談を受けてもらうように連絡した。</p> <p>その後、当該事業所が電話や訪問などにより、相談を受けたが、契約には至らず、施設へ入所することになった。この場合の電話や訪問による相談について、当初は契約に至るものとして行っていたが、施設入所の見込みとなり契約に至らないことが明らかになった。契約に至らないと明らかになった後も対象者から施設入所に関する相談を電話や訪問で実施していたため、実績払いの対象としてよいか。</p>	<p>契約に至るものとして受けていた電話や訪問による相談は実績払いの対象とはならない。(利用者が決めた居宅介護支援事業所が介護サービス利用の相談のために訪問したものであり、結果として契約に至らなくても高齢者いきいき相談室の実績払いの対象とはならない。)</p> <p>ただし、契約に至らないことが明らかになった後については実績払いの対象とするが、訪問についてはいきいき支援センターからの訪問依頼が実績払いの前提となる。</p> <p>なお、実績払いの対象となる相談等に関する相談・訪問記録票はいきいき支援センターへ速やかに提出する必要がある。また、いきいき支援センターとの連携を密にして訪問等を実施すること。</p>	H27.11.30
70	26	委託料	相談・訪問記録票は必須事項のみ記載すればよいのか。	<p>相談・訪問記録票への記載は、必須事項以外についても可能な限り調査し、記入すること。</p> <p>なお、必須事項以外の項目は同一人物に関する2回目以降の相談・訪問記録票の記載において、1回目の同票と重複する内容のため、必須とはしていないものである。</p>	H27.11.30
70	27	委託料	1日に同一人物から関連のある相談を複数回受けた場合は、それぞれ実績対象となるのか。	<p>原則1日1回とする。</p> <p>ただし相談内容が違うものであれば、それぞれ実績対象として差し支えない。</p>	H27.11.30

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	28	委託料	訪問依頼により高齢者いきいき相談室が訪問し相談を受けた結果、当該相談室と居宅介護支援の契約に至ることとなった場合、実績払いの対象となるか。	実績払いの対象となる。 訪問依頼に基づいて実施した訪問については、実績払いの対象となる。ただし、契約に至ることが明らかなものや契約のためのものは訪問依頼の対象とはしない。	H27.11.30
70	29	委託料	要支援認定を受けている方から、介護保険サービス利用の相談があった。要支援のため、いきいき支援センターの紹介やサービス利用の手続きの説明を行った。この場合、相談・訪問記録票を作成した場合は実績払いの対象となるか。	要支援認定者であるため、相談時点では、いきいき支援センターからの予防支援委託が行われるかは不明なため、実績払いの対象となる。	H27.11.30
70	30	委託料	居宅介護支援の契約を締結している者に関する高齢者虐待の相談を受けた場合、その高齢者虐待に関する相談は実績払いの対象となるか。	高齢者虐待の相談の場合でも他の相談と同様に居宅介護支援の契約を行っている者に関する相談は実績払いの対象とならない。 ただし、高齢者虐待の通報は行う必要があるので、いきいき支援センターへ通報すること。	H27.11.30
70	31	委託料	相談室へ歩いてくることが可能であると思われる状態である相談対象者から、介護保険の利用等について相談したいため、訪問してほしいとの連絡が高齢者いきいき相談室にあり、いきいき支援センターへ訪問してよいか連絡があった。この場合、いきいき支援センターから訪問依頼してよいか。	訪問依頼することは差し支えない。 ただし、契約に至るものであると判断される場合には訪問依頼の対象とはならないことに留意すること。	H27.11.30

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	32	委託料	<p>①居宅介護支援の契約を締結している者からその近所に心配な方いるとの相談があった。この相談について実績払いの対象となるか。</p> <p>②その近所の方へ電話で連絡をしたところ、介護保険の利用等について相談したいため、訪問してほしいとの連絡が相談室にあった。この場合の、電話連絡については実績払いの対象となるか。</p>	<p>①実績払いの対象となる。</p> <p>②相談対応を行わず、訪問の日程調整等のみであった場合は実績払いの対象とはならない。</p>	H27.11.30
70	33	委託料	相談室以外の場所で相談を受けた場合、相談・訪問記録票の相談手段区分はどのように記載すべきか。	相談手段の区分は「来所」とし、相談手段欄の余白に相談室以外で相談を受けた旨(相談場所)補記すること。 (関連「70-10」)	H28.8.18
70	34	委託料	<p>相談者から電話による相談があり、その後面談して相談を行うことになったが、相談者が面談場所として自宅及び高齢者いきいき相談室を拒否し、面談場所として、いきいき支援センターで高齢者いきいき相談室と面談することを希望された。</p> <p>このため、いきいき支援センター内で、相談者から高齢者いきいき相談室が相談を受け、いきいき支援センターも同席した。</p> <p>この場合実績払いの対象となるか。</p>	<p>実績払いの対象とする。</p> <p>来所による相談として区分し、相談・訪問記録票への相談手段の記載は「70-33」に準ずる。</p>	H28.8.18
70	35	委託料	施設入所者から在宅生活へ戻るための相談があった場合、実績払いの対象となるか。	在宅生活に関する相談であれば実績対象となる。 なお、施設内の生活等に関する相談は実績対象とはしない。	H28.8.18
70	36	委託料	入院先を訪問して相談を受ける場合は、相談者宅等への訪問として取り扱う必要があるか。	入院の場合については相談者宅等への訪問として取り扱う。	H28.8.18

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	37	委託料	手紙による相談は実績払いの対象となるか。	対象となる。	H28.8.18
70	38	委託料	病院から通院者の相談を受けてほしいと依頼があり、通院先の病院で相談を受けた場合は実績払いの対象となるか。	対象となる。 この場合の相談手段の区分は「来所」とし、相談手段欄の余白に相談室以外で相談を受けた旨(相談場所)補記すること。(関連「70-10、70-33」)	H28.8.18
70	39	委託料	自宅では本人の状態が安定しないため、本人の状態が安定するサロンや給食会に高齢者いきいき相談室に行ってもらい、そこで相談を受けてもらうことを依頼した場合、訪問又は相談の実績の対象となるか。なお、本人に相談したいという意思表示はなく、サロンや給食会で相談できるかは不明の状況である。	サロンや給食会等の相談室以外の場所で相談を受けることは差し支えない。(関連「70-33」) ご質問の場合においては、訪問の実績とはせず、相談を受けた場合に相談の実績対象とする。(関連「70-36」)	H28.8.18
70	40	委託料	訪問依頼していた対象者から、依頼先相談室へ訪問前に入院したため、訪問を中止してほしいとの連絡があった。 このため、訪問は中止となつたが、この入院したとの連絡について、相談実績とすることができるか。	ご質問の場合の連絡において、退院後の在宅生活等の相談を受け、相談記録票を作成した場合は、相談実績となるが、単なる入院したため訪問を中止してほしい旨の連絡を受けただけである場合は、相談実績の対象とはならない。	H29.2.16
70	41	委託料	居宅介護支援の契約していない方(契約に至るかはわからない方)のお試しデイサービスに高齢者いきいき相談室である居宅介護支援事業所が同行することになったが、相談又は訪問の実績となるか。	実績とはならない。 (ただし、デイサービス後などに、別途相談を受けた場合は相談実績の対象となる。)	H29.2.16

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	42	委託料	訪問依頼により訪問して相談を受けた結果、その訪問時に居宅介護支援の契約をするに至った場合、当該訪問は訪問実績となるか。	訪問依頼したものについては実績対象となる。ただし、当該事例の場合、契約に至ったため、次回以降は訪問依頼をしないこととなる。	H29.2.16
70	43	委託料	対象者よりいきいき相談室に電話があり、訪問して相談に乗ってほしいとの連絡があった。このため、いきいき支援センターからいきいき相談室に対象者と訪問日時について調整の上、訪問するよう依頼した。調整の電話を相談室が実施したところ、訪問は必要なくなったと対象者から言わされたため、訪問は行わないこととなった。この場合訪問の実績とできるか。	訪問を行わないこととなつたため、訪問の実績とはしないが、調整の電話を行つた時に、相談を受けており、相談・訪問記録票を作成した場合は相談の実績となる。	H29.2.16

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	44	委託料	<p>いきいき支援センターに要介護・要支援認定未申請の方の相談があり、要介護・要支援の判断がつかず、居宅介護支援事業所との契約にもなるかならないかが判断が出来ない場合で、認定申請も含めA相談室に訪問依頼(同行訪問)を行った。</p> <p>1 結果、認定申請をいきいき支援センターが代行で行い、暫定での介護保険サービス利用の希望がありA相談室に暫定プランの作成等を進めてもらうことになった。</p> <p>①この場合の同行訪問に関しては相談・訪問記録票を作成した場合、実績払いの対象となるか。</p> <p>②認定結果が出るまでの間に相談者からA相談室へ電話相談があった場合、相談・訪問記録票の作成すれば実績払いの対象となるか。</p> <p>③その後の認定結果が出るまでの間に訪問が必要と判断し、A相談室に行った訪問依頼も実績払いとなるか。</p> <p>2 結果、認定申請を申請をいきいき支援センターが代行で行い、要介護申請の結果が要支援となつたので、A相談室に委託で担当を依頼した。</p> <p>①認定申請の結果が出るまでの間に相談者からA相談室へ電話相談があった場合、相談・訪問記録票を作成した場合、実績払いの対象となるか。</p> <p>②その後の認定結果が出るまでの間に訪問が必要と判断し、A相談室に行った訪問依頼も実績払いとなるか。</p>	<p>1-①同行訪問に関しては実績払いの対象となる。</p> <p>1-②高齢者いきいき相談室である居宅介護支援事業所が暫定プランの作成を行うこととなった時点から、居宅介護支援の契約をしているもの(契約に至るものも含む)と考えられるため、実績払いの対象とはならない。</p> <p>1-③1-②同様の理由から、訪問依頼をする対象者とはしないため、実績払いの対象とはならない。</p> <p>2-①高齢者いきいき相談室である居宅介護支援事業所に委託を依頼した時点から、いきいき支援センターと介護予防支援委託契約による個別事案(介護予防支援・第1号介護予防支援事業の個別事案)の依頼を受けている者と考えられるため、実績払いの対象とはならない。</p> <p>2-②1-②同様の理由から、訪問依頼をする対象者とはしないため、実績払いの対象とはならない。</p>	H29.2.16

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	45	委託料	<p>いきいき支援センターに要介護・要支援介護認定申請済みの相談者から相談があり、認定結果前で、話の内容では要介護・要支援の判断がつかず、居宅介護支援事業所との契約にもなるかならないか判断が出来ない場合で、A相談室に訪問依頼(同行訪問)を行った。</p> <p>結果、暫定で介護保険利用の希望がありA相談室に暫定プランの作成等を進めてもらうことになった。</p> <p>この場合の同行訪問に関しては相談・訪問記録票を作成した場合、実績払いの対象となるか。</p>	<p>実績払いの対象となる。</p>	H29.2.16
70	46	委託料	<p>いきいき支援センターに要支援認定者(もしくは事業対象者)から相談があり、話の内容では介護保険サービスの利用の見込みが判断できない場合で、A相談室に訪問依頼(同行訪問)を行った。</p> <p>結果、介護保険サービスを利用することになり、A相談室に委託で担当を依頼した。</p> <p>この場合の同行訪問に関しては相談・訪問記録票を作成した場合、実績払いの対象となるか。</p>	<p>ご質問の同行訪問時に、高齢者いきいき相談室である居宅介護支援事業所へ委託する(居宅介護支援事業所が受託する)ものとして訪問する場合でなければ実績払いの対象となる。</p>	H29.2.16
70	47	委託料	<p>いきいき支援センターに要支援認定者(もしくは事業対象者)から相談があり、介護保険サービスを利用したいとのことであり、委託を依頼できるA相談室に訪問依頼(同行訪問)を行い、担当してもらうことになった。</p> <p>相談者といきいき支援センターが契約、A相談室は委託契約となり、直接相談者とは契約とはなっていない。</p> <p>この場合、初回の同行訪問に関しては相談・訪問記録票の記載、提出にて実績払いとなるか。</p>	<p>ご質問の初回の同行訪問時に、高齢者いきいき相談室である居宅介護支援事業所へ委託する(居宅介護支援事業所が受託する)ものとして訪問する場合であれば、初回の同行訪問について訪問依頼をする対象者とはしないため、実績払いの対象とはならない。</p>	H29.2.16

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	48	委託料	<p>いきいき支援センターに要介護認定者から相談があり、介護保険サービスを利用したいとのことであり、A相談室と同行訪問をしたが、A相談室とは契約等にならず、後日、相談者が探したB居宅介護支援事業所が契約し、ケアマネジメントを行うこととなった。</p> <p>この場合、契約に至るものとして同行訪問したが、結果契約に至らなかったので、初回の同行訪問に関してはA相談室が相談・訪問記録票の記載、提出にて実績払いとなるか。</p>	<p>契約に至るものとして訪問する場合は、訪問依頼をする対象者とはしないため、実績払いの対象とはならない。</p>	H29.2.16
70	49	委託料	<p>①高齢者いきいき相談室に居宅介護支援の契約していない方(実績払い対象者)からの相談(電話や来所)を受けた。</p> <p>②①では相談者には情報提供や助言をし、居宅介護支援の契約はしなかった。2週間後、心配もあり、経過を確認するために高齢者いきいき相談室から相談者に対し電話をし、状況確認した。</p> <p>この②のとき、相談記録票を作成すれば、実績払いの対象としてよいか。なお、訪問ではないので、訪問依頼票は作成していない。</p>	<p>実績払いの対象となる。</p>	H29.2.16
70	50	委託料	高齢者いきいき相談室が高齢者サロンより依頼があり参加したサロンで、サロン利用者から相談を受けた場合、実績払いの対象の相談となるか。	対象となる。(関連「70-33」、「70-36」、「70-39」)	H29.2.16

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	51	委託料	高齢者いきいき相談室と同一法人の病院より依頼を受けて、対象者宅へ介護保険証を預りに訪問した。この訪問については実績払いの対象とならないと考えているが、その訪問時に家族から対象者の配偶者に関する相談を受けた。この相談について相談の実績払いの対象となるか。	<p>対象者が、高齢者いきいき相談室が居宅介護支援等の契約をしている者等である場合はその配偶者となるため、実績払いの対象とならない。</p> <p>しかし、対象者が上記以外の者である場合は、実績払いの対象となりうる。この場合、訪問での実績払いではなく相談としての実績対象となる。</p> <p>なお、ご質問にある「介護保険証を預かる」部分において、対象者と当居宅介護支援事業所が居宅介護支援の契約をしている場合なども想定されるので、注意されたい。</p> <p>(関連70-1、70-4、70-6、70-10、70-18、70-32、70-33)</p>	H29.8.21
70	52	委託料	高齢者いきいき相談室にお試しデイサービスの相談があり、その調整を行った。相談対象者が当該相談室である居宅介護支援事業所と居宅介護支援の契約をしている場合や、契約はしていないが今後契約することが明確な場合であれば相談としての実績払いの対象とならないと思うが、契約をしておらず契約する意思表示がその時点で明確にされていない場合は相談としての実績払いの対象となるということでよいか。	お見込みのとおり。(関連70-41)	H29.8.21
70	53	委託料	対象者の生年月日については必須記入項目とはされていないが、対象者が65歳以上であることが実績払いの対象であり、記入がないと対象者の年齢が確認できないこととなるため、実績払いの対象となるためには記入してあることが必要か。	<p>お見込みのとおり。(関連70-3、70-26)</p> <p>ただし、住所や氏名からいきいき支援センターの情報などで検索し生年月日等がわかり、65歳以上である場合については、いきいき支援センターで補記するなどにより実績払いとすることも差し支えないこととする。</p> <p>平成30年4月1日以後は、客観的な根拠により65歳以上であることが明らかな場合は、その内容を年齢欄等に記入することにより実績払いの対象とする。</p>	H29.8.21 H30.2.13改訂

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	54	委託料	グループホーム入所者の家族から、グループホームから特別養護老人ホーム等の他施設へ移るための相談を受けたが、実績払いの対象となるか。	実績払いの対象となる。 なお、施設内の生活等に関する相談は実績対象とはしない。(関連70-35)	H29.8.21
70	55	委託料	病院の看護師等からその病院の患者に関する相談を受けた場合、実績払いの対象となるか。	その患者に関する「相談」であれば実績払いの対象となる。 ただし、相談室との相談日の日程調整の「連絡」等のみでは実績払いの対象とはしない。 また、当該相談室とその患者が居宅介護支援契約を前提とする相談である場合は実績払いの対象とはならない。(関連70-38)	H29.8.21
70	56	委託料	電話相談があったが、さらに詳しい内容は来所して相談するとして、その電話と同一日に来所により相談があつた場合、電話と来所それぞれを実績払いの対象とできるか。	ご質問の場合において、来所後、電話相談よりもさらに詳しい内容の相談となったり、電話相談の内容以外が含まれたりする場合はそれぞれを実績払いの対象として差し支えない。 なお、1日に同一人物から関連のある相談を複数回受けた場合は、原則1日1回とすることとしている。ただし相談内容が違うものであれば、それぞれ実績対象として差し支えないこととしている。(関連70-27) ご質問の場合でも、関連のある相談(同じ内容の相談)であれば1回の相談として取り扱い、相談手段の区分は「来所」とし、相談記録票に電話及び来所で相談があつた旨を記載すること。	H29.8.21

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	57	委託料	<p>①夫の来所により、グループホーム入所中の妻の今後の介護等について相談を受けた。</p> <p>②夫から依頼があり、グループホームを訪問し、グループホーム入所中の妻から今後の介護等について相談を受けた。(いきいき支援センターからの訪問依頼なし)</p> <p>③グループホームを訪問し、夫、妻、グループホーム職員から、妻の今後の介護等について相談を受けた。(いきいき支援センターからの訪問依頼なし)</p> <p>①～③の場合について、それぞれ実績払いの対象となるか。</p>	<p>①実績払いの対象となる。</p> <p>②③入所施設を訪問して相談を受ける場合は、相談者宅等への訪問として取り扱う。このため、訪問依頼がない場合は実績対象とはならない。(関連70-35、70-36、70-53)</p>	H29.8.21
70	58	委託料	<p>対象者から電話による相談があり、当該対象者宅へいきいき支援センターからの訪問依頼により対象者宅を訪問した。さらにその結果を受けて、いきいき支援センターから訪問依頼を受けていきいき支援センター同行により対象者宅を訪問した。これらを全て同日中に実施した。</p> <p>①それぞれ(電話相談1回、訪問2回)実績払いの対象となるか。</p> <p>②相談記録票は1枚の相談記録表にまとめて作成するのではなく、それぞれの相談、訪問ごとに作成する必要があるか。</p>	<p>①実績払いの対象となる。</p> <p>②それぞれの相談、訪問ごとに作成する。</p>	H29.8.21

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	59	委託料	<p>①介護予防支援を委託する予定の高齢者いきいき相談室と委託する介護予防支援の対象となる予定の対象者の自宅へ同行訪問したが、結果として委託することにはならなかった。この場合、委託予定であったため訪問依頼の対象とはならず、訪問の実績払いの対象とはならないということによいか。</p> <p>②この訪問時に他の対象者に関する相談があった場合、相談の実績払いの対象としてよいか。</p> <p>③例えば、この他の対象者が訪問対象となった方の配偶者であった場合、この配偶者は介護予防支援委託契約による個別事案の依頼を受けている者等の配偶者ではないから、実績払いの対象としてよいか。</p>	<p>①実績払いの対象とならない。</p> <p>②③実績払いの対象となる。(配偶者であっても実績払いの対象とする。)(相談手段は「来所」として整理し、相談記録票の相談手段欄の余白に訪問した対象者宅で相談があった旨記載する。)</p> <p>(関連70-4、70-6、70-10、70-28、70-32、70-33、70-47、70-48、70-51)</p>	H29.8.21
70	60	委託料	いきいき支援センターの参加しない地域行事等へ区役所等の依頼により参加した高齢者いきいき相談室が、その地域行事等の場で相談をうけ、相談訪問記録票を作成した場合、実績払いの対象となるか。	実績払いの対象となる。 相談手段の区分は「来所」とし、相談手段欄の余白に相談室以外で相談を受けた旨(相談場所)補記すること。 (関連70-10、70-33)	H30.2.13
70	61	委託料	いきいき支援センターから高齢者いきいき相談室に継続的な訪問を依頼している対象者(高齢者いきいき相談室との居宅介護支援の契約等は無い対象者)に対して、その高齢者いきいき相談室である居宅介護支援事業所が要介護認定の認定調査を実施することとなった場合で、その調査時に合わせて、認定調査とは別の相談がある場合は、訪問による実績払いの対象とすることができますか。	訪問による実績払いの対象とすることができます。ただし、その訪問において認定調査だけ実施する場合で、認定調査とは別の相談がない場合は、実績払いの対象とはしません。 なお、訪問依頼がない場合でも、認定調査時に認定調査以外の相談を受けた場合であれば、相談・訪問記録票を作成することにより実績払いの対象とすることができます。 (この場合は、相談手段の区分は「来所」とし、相談手段欄の余白に認定調査時に相談を受けた旨を補記すること。)(関連70-10、70-33)	H30.2.13

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
70	62	委託料	高齢者いきいき相談室へ相談したいという方について、介護サービス事業所から高齢者いきいき相談室へ紹介があった。 このため、その相談したいという方へ高齢者いきいき相談室から電話し相談を受けた場合、実績払いの対象となるか。	実績払いの対象となる。(関連70-38、70-43、70-49)	H30.2.13
80	1	月報	いきいき支援センターへの月報提出はFAXでもよいか。	FAXでもよい。	H27.8.25
80	2	月報	月報の対象者数の実人数の計上について、前年度に相談があった方から、今年度も相談があった場合、今年度の最初の月に計上するのか。	お見込みのとおり。	H27.8.25
80	3	月報	同一人物が2か所の相談室に相談した場合、それぞれの実績(2件)として計上してよいのか。 いきいき支援センターの実績報告も実人数2名としてよいのか。	前段、後段とも、お見込みのとおり。	H27.10.30
80	4	月報	相談等が0件の場合でも月報をいきいき支援センターへ提出する必要があるか。	0件の場合であってもいきいき支援センターへ提出すること。	H27.11.30
100	1	契約等	いきいき相談室利用者が死亡した場合、相談室が保管している利用者の関係書類はいきいき支援センターへ返却するのか。	お見込みのとおり。	H27.10.1

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
100	2	契約等	高齢者いきいき相談室が市内ではあるがセンター圏域外へ移転する場合、引き続き移転先で高齢者いきいき相談室を受託できるか。	引き続き受託できる。この場合移転元の圏域センターとの委託契約を解除し、移転先の圏域センターと改めて委託契約を締結することになる。 ただし、移転後引き続き相談室を実施せず、期間を空けた後、改めて相談室を受託する場合には、通常の新規の場合と同様の扱いとなる。(契約期間の開始時期は4月1日又は10月1日となる。)	H29.2.16
999	1	その他	主任介護支援専門員が所属していても高齢者いきいき相談室にならなくてもよいか。	お見込みのとおり。 なお、特定事業所加算事業所でなくとも主任介護支援専門員が所属していれば高齢者いきいき相談室の委託を受けることができる。	H27.8.5
999	2	その他	主任介護支援専門員が所属していないため、高齢者いきいき相談室となることができない。これまで高齢者福祉なんでも相談所として報告していた高齢者虐待などの報告をしていったが、10月以降報告すべき内容があつてもそれは実績払いの対象とならない報告になってしまふのか。	いきいき相談室として委託していない事業所からの報告は実績払いにならない。 ただし、高齢者虐待の通報をはじめ、いきいき支援センターに対して必要な報告は行うこと。	H27.8.5
999	3	その他	委任状により請求、領収、返還について法人代表者から事業所管理者に委任した場合、口座振替申込書の請求者及び口座名義人並びに費用請求書の請求者は事業所管理者でよいか。	お見込みのとおり。	H27.8.5

高齢者いきいき相談室に関するQA

区分コード	区分内番号	区分名	質問	回答	回答日
999	4	その他	高齢者いきいき相談室で受けた相談をいきいき支援センターにつなぐことになるが、対象者にいきいき支援センターへ個人情報を提供することについて、同意を得る必要があるか。	<p>必要ないと考える。</p> <p>ただし、いきいき支援センターが提供された情報をもとに対象者へ連絡する場合には、状況に応じて高齢者いきいき相談室から対象者に対して、いきいき支援センターから連絡があることを事前に知らせておく必要などがあると考える。</p> <p>なお、いきいき支援センター以外の機関等へ個人情報を提供する場合は、同意を得る必要があると考える。</p> <p>実績払いの対象となる相談を受けた場合は、個人情報の取得といきいき支援センターへの報告が発生するため、相談者から個人情報の使用に関する同意を相談者から得ておくこと。</p>	H27.8.5 R2.8.5改訂
999	5	その他	相談室が作成した個別ケース記録の保存期間は5年か。保存期間経過後の取扱いはどうするのか。	保存期間は5年である。 保存期間経過後は、いきいき支援センターへ返却する。	H27.10.30